

# 東三河の くらしと自治

「住民と自治」2016年7月号付録  
会報：「東三河のくらしと自治」  
2016年 6月10日 第54号  
発行：東三河くらしと自治研究所  
発行人：宮入興一（代表世話人）  
住所：豊橋市今橋町1番地  
豊橋市職労内TEL：0532-51-3090

〔医療・介護の学習会〕

## 地域包括ケアシステム

（福祉問題研究会）

爽やかな好天に恵まれた5月14日、「地域包括ケアシステム」についての学習会が豊橋市職員会館で行われ、30名の方が参加されました。今回は、豊橋市の福祉部長寿介護課に「出前講座」をお願いしたところ、3名の方が説明に来て下さいました。折角のお休みの日に、お仕事を下さった市役所の方に改めて御礼を申し上げます。

さて、恐らくまだ余り耳慣れてはいないと思われる「地域包括ケアシステム」について、厚生労働省の書いたものを紹介しましょう。勿論これは出前講座でも、まず最初に紹介されました。

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を実現していきます。
- 今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要です。
- 人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する町村部等、高齢化の進展状況には大きな地域差が生じています。  
**地域包括ケアシステムは、保険者である市町村等が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくことが必要です。**

続いて、「豊橋市における2025年度の状況」と、そこから生じる「課題・ニーズ」「課題解決に向けた取り組み」が紹介されました。掻い摘まんで報告します。

2014年度と2025年度との比較で、市の総人口は378,919人から367,199人に、12,000人近く減少する。しかし、一人暮らしの高齢者世帯や高齢者夫婦のみの世帯はそれぞれ17,000 → 25,000、13,000 → 18,000と、合計約13,000世帯の増加、認知症高齢者は約5,000人増えて約12,000人に、後期高齢者は約20,000人増加して59,000人に、要介護認定者は約6,000人増えて約19,000人になるとのことでした。

この状況をどのように解決するのか。豊橋市では、「地域包括ケアシステム」構築に向けた目標を3つ持っているといいます。



その施策の1は、高齢者世帯支援に向けた対策で「健康で生きがいを持てる高齢社会の実現」。具体的には、「まちの居場所」づくり活動を支援する（運営者の交流会などを開催して居場所づくりの普及を図る）、生きがいを持った過ごし方や活動をピックアップした

情報誌を発行する、健康の増進、教養の向上やレクリエーションのための場を提供する老人福祉センター（現在市内に5か所）や老人憩いの家（同3か所）を設置する、などの他、就業の機会＝シルバー人材センターへの支援、外出・地域活動への積極的参加を促す＝電車・バス共用福祉回数乗車券などの交付、地域への貢献活動支援＝老人クラブ活動への助成などです。

その2は、認知症高齢者支援に向けた対策で「在宅医療と介護の連携による高齢者支援」。「認知症サポーター講座」や「介護者向けの講座や交流会」の開催、「認知症予防講座」を開催するなどです。

その3は、要介護認定者軽減に向けた対策で「高齢者の住まいと介護サービスの充実」。医療ニーズに対応した介護サービスの充実、高齢者の住まいの確保、介護人材の確保支援、その他を挙げていますが内容に具体性は感じられませんでした。

会場での発言を紹介しましょう。

\* 社会福祉協議会の職員です。ホームヘルパーをしています。人が足りません。「介護人材の確保支援」を謳い研修の実施を言っていましたが、それは、現在資格を持っていない人に対するものですか、それとも既に持っている人へのものですか。

☞ 県では、資質向上のために、既に資格を持っている人を対象としていますが、市独自のものは、内容を今後検討するので、対象はまだ決まっていません。

\* 蒲郡の市会議員です。豊橋市の立派なパンフレットにびっくりしました。「居場所づくり」をどういう風にやっているのでしょうか。

☞ 地域で自分たちの思いでやってくれます。市は、民生委員や老人クラブを訪ねて出前講座をやらせて下さいと頼み、知って貰って、活動を拡げて貰うように努力しています。

\* 各「居場所」に対する市からの財政補助はあるのでしょうか。

☞ 運営者は、財政面で困っていることはあるようですが断ってきます。市民協働の補助金は活用しているようです。

\* 豊橋市は東三河広域連合の中心ですが、広域連合として遅れている地域を引っ張るといことはしていないのですか。

☞ 地域差があり、同じやり方でやるかどうかはまだ話し合われていません。豊橋を参考にしたいとは思っていますが。

\* 「居場所」はまだまだ少ないようですが、これを作る距離的或いは面積的な目安はどうなっているのでしょうか。高齢者が苦勞なく安心して移動できる距離はそう長くないと思いますか。

☞ 厚労省は1kmと言っています。

\* 居場所の運営者です。月に2回校区市民館を利用していますが、他の団体の催しにも

使われる場所ですし、自分自身が高齢者で体力面でもきつくなってきています。もう少し恒常的に活動できないと介護予防には役立たないと思っています。それから、矢張りお金は欲しいと思っています。

\*豊川で「ふれあいサロン」を13年やっています。もう年を取り、ボランティア側の立場ではきつくなってきました。こういう活動に対する地域の認識が弱いと感じています。町内会の役員に訴えて、財政補助をして貰っています。高齢者の送迎も含め、人も足りないし、ボランティアだけでは対応できなくなっています。

2025年問題までいかなくても、現時点で24時間の対応をしなければならない被介護者を抱えていると夜間がとても不安で眠れません。夜間の医療を考えると、「住み慣れた家で死ぬ」ための環境が整っているとはとても言えません。今、問題になっている事への対応を考えるべきだと思います。

その他、市側から

- 「居場所」は行政が制度化するものではなく、地域でお互いに支え合うべきものなので直接「やれ」とは言えない。出前講座で必要性を感じて貰い地元で動いて貰うようにしている。
- 在宅の夜間の医療への対応は、豊橋市では「随時対応型訪問看護サービス」を現在の3事業所から平成29年度までに7事業所にする予定でいる。
- 「地域包括ケアシステム」の完成は2025年度を目指している。順調に進んでいけば、10年後にはできていると信じている。などの発言がありました。

最後に、司会者から、「国の方で福祉のお金を制限しているので、『在宅で』ということになってしまっている。国の政治を変えていくことも一つの大事な要素となると思う。選挙のなかで声を大きくしよう。『これで本当に地域で生きていけるのか』と。」という結びの言葉がありました。



会場からの発言を聞いていますと、東三河では豊橋市の取り組みが一番進んでいるようです。地域包括ケアの充実や基盤整備は当然望まれることですが、他の市町村ではどうなっているのか、東三河広域連合ではどうなるのか気にかかるところでもあります。

全体を通して、介護予防とそのため生活支援には力を入れている様子はありませんでしたが、「在宅医療」の問題に全くというほど触れられなかった点は気がかりです。今日の勉強会を足がかりに、これからも深く突っ込んだ勉強会を続ける必要を感じました。

# 市政のあり方が問われる「ユニチカ跡地売却問題」 と住民運動の広がり

豊橋市議会議員 鈴木 みさ子

豊橋市の南部、高師緑地の北側に位置する8万坪余、27万㎡の広大な土地の売却をめぐる、豊橋市民による住民監査請求が準備されています。豊橋市政のあり方を根本から問う重大な問題に発展してきている「ユニチカ跡地売却問題」について、その経過、問題点、今後の方向について報告したいと思います。

この問題は最初、2015年9月28日に、「ユニチカ豊橋事業所の用地27万㎡、(約8万坪、東京ドーム6個分の広さ)を63億円で積水ハウスへ売却する」ことが、議員へのFAXによる通知で明らかになり、9月30日の地元新聞の報道によってはじめて市民の知るところとなりました。

## 1、ユニチカ跡地問題の経緯

◆『豊橋100年史』には、1950年(昭和25年)当時日本を代表する紡績会社であった大日本紡績(現ユニチカ)の誘致には、豊橋市だけでなく、全国で28箇所が名乗りを上げ、猛烈な誘致合戦が展開される中、土地は無償で譲渡、鉄道引き込み線を敷き、関連の道路や排水路も新設、固定資産税は6年間免除するなど、手厚い優遇策を提供し、市、市議会、経済界などが一丸となって誘致に成功した事が記されています。

◆豊橋市に工場を新設するに際して、市が用地の提供、諸便益を供与することに関し、1950年(昭和25年)12月5日付で、大日本紡績と豊橋市、豊橋市議会の間で締結した覚書および1951年(昭和26年)4月3日付で同社と豊橋市との間で締結した契約書には、「甲(大日本紡績)は、将来敷地のうちで使用する計画を放棄した部分はこれを乙(豊橋市)に返還する」(契約第12条)とありました。

手厚い優遇策を供与し、代わりに将来同社が撤退するときは返還をするという第12条を盛り込んだ意味には非常に重いものがあると言わざるを得ません。

◆更に、1966年(昭和41年)には、改めて「疑義事項協議書」を交わしています。1964年(昭和39年)に大日本紡績株式会社が社名をニチポー株式会社へと改称、東京オリンピック後の不況や、繊維産業に陰りが見え始めたという背景の中で、契約書第12条の字句の解釈について、「原契約第12条に規定する『将来』とはある一定の期限を有するものではなく、何ら期限の制約を受けるものでない」また、「…敷地のうちで使用する計画を放棄した」とは「甲(ニチポー)が使用する計画を放棄する旨甲自ら乙(豊橋市)に対して意思表示した場合に限る」と、再確認をしているのです。



これらの明白な経過があるにもかかわらず、豊橋市はなぜ売却を黙認し、返還請求をしなかったのか、そして、この事実を市民や議会に知らせなかったのか、日本共産党市議団では12月、3月市議会の一般質問および5月10日の総務委員会で、繰り返し質問を行ってきました。

←[豊橋市と大日本紡績が交わした契約書など]



## 2、市側の答弁の変遷

◆2015年12月議会での答弁は、「土地の売却についてはあくまでもユニチカの経営上の判断であることから今回のことについては本市から説明するものではないというように認識している」というものでした。

◆2016年3月議会になると、契約書の内容に言及したものの「敷地を放棄する部分は市に返還する」という規定について、「誘致の目的を果たすことなく使用計画を放棄した場合の対処策として設けたものと理解している。したがって豊橋事業所の閉鎖に伴う土地の取り扱いについては、使用計画が長きに渡る事業活動によりすでに充分達成されており、誘致契約の目的も果たされているから市の判断を必要とするものでないと認識している」、「便益の供与はユニチカの工場建設および操業が前提であり、これが履行されなかった場合の保証」であったと答弁が変わってきています。

それならば、期限や基準を設けるなりして、ユニチカが当初の目的を充分果たしたときには、市は返還請求権を放棄するという一文があってしかるべきではないか、豊橋市は契約の一方の当事者であるにもかかわらず、なぜ約束の履行を求めなかったのか。まるで第三者の立場に立って、最初から一方的にユニチカの言いなりになっていたとしか考えられないと述べ、「返還を求めたのか」、と市長にも答弁を求めましたが、市長は一切答弁に立ちませんでした。

◆5月10日の総務委員会(市が、議会側へ説明するという申し出により開かれたもの)。

堀内副市長が説明に立ち、「12条の規定は、操業している土地の一部の返還を定めたものであって事業所全体を閉鎖し、全面撤退することを想定したものではない」と、この条文についてのあらたな見解を展開、「土地の全面返還義務を定めた特約がない以上、損害賠償請求などすることはできない」と述べ、さらに、「損害賠償請求がクローズアップされ」たことから弁護士とも相談し、あらためて個別に詳細に検討し、整理したこと、「仮に損害賠償請求を行なった場合、そのことによって得られるものは何もなく、そのようなことを争うことは、誰にとっても何ら利益をもたらすものではない」と、市民の間での動きをけん制するかのようなきわめて問題となる発言をしたのです。

◆「使用する計画を放棄した部分とは、一部ならよいが全部の場合は当たらない」という副市長の発言は、ユニチカ跡地問題を特集したその夜のNHKのニュース番組でも焦点となり、宮入興一愛知大学名誉教授が「一部でも全部でも、放棄した部分という条項に該当する」との趣旨のコメントをしています。

この総務委員会の質疑の中で、12条の認識や取り扱いについて、ユニチカと協議はしていないということも明らかになりました。

また、積水ハウスの作成した跡地の開発計画が参考資料として添付され、今後の地元説明会などにも市が同席し、一体となって取り組んでいくという意向も示されました。

## 3、ユニチカの撤退申出以降、市はどう対応したのか

実は、2014年10月9日にユニチカから、市長あてに①平成27年度3月末までに、豊橋事業所を閉鎖する ②閉鎖後の敷地は再開発を前提とする第三者に売却したい ③敷地の売却は三菱UFJ信託銀行をアドバイザー兼仲介者として執り行う ④敷地の売却および開発を行なうにあたり豊橋市に相談したい、という4点を盛り込んだ文書が

提出されました。つまり、この時点で疑義事項協議書に規定された「ユニチカ自らが使用の計画の放棄の表明」をしたのです。

その後、11月には副市長および関係部局長により、市内の「ユニチカ敷地対策会議」が設置され、7回に渡って会議を行なっています。

鈴木正廣氏（「ユニチカ跡地返還を求める市民の会」事務局長）の粘り強い情報公開請求によって初めて明らかになったもので、市は一切公表していませんでした。

ここには、市民や議会に一切知らせることなく、市長をはじめ市幹部と業者間ですべて進めてきた豊橋市の市民軽視、議会軽視とトップダウンの姿勢があらわれています。

#### 4、ユニチカ問題の今後

跡地には深刻な土壤汚染問題もあります。基準値に対し830倍の土壤溶出量、120倍の土壤含有量の鉛や、基準値を上回る六価クロム、フッ素化合物が検出されています。これは、繊維部門撤退後、プリント基板工場を操業していたことによる汚染です。建物解体による廃棄物もあわせ、往復5000回以上にもものぼるトラック運搬が2016年4月1日から始まり、2017年5月まで行なわれます。周辺住民の生活への影響は重大かつ深刻であり、市は二次汚染や、騒音などの環境対策に監視、指導責任を果たしていくことがもとめられています。

また、今後すすめられていく「まちづくり」においては、市民の納得、理解を得るため、すべての情報を議会と市民に公開しながら進めることが不可欠です。

「ユニチカ跡地返還を求める市民の会」が5月22日に結成されました。「豊橋市長に対し、ユニチカ株式会社に63億円の返還請求を行なうことを求める」住民監査請求の動きは短期間で急速に進んでいます。

主権者として市民が主人公である市政をつくっていく動きが始まっています。豊橋市はこの声に誠実に応えるべきであり、監査結果を注視するとともに、議員として市政をチェックするという本来の役割を果たすべく、今後もこの問題に積極的に取り組んでいきたいと思っています。

(アンダーラインは編集子)



〔豊橋市曙町のユニチカ豊橋事業所跡地〕